

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

【化学物質系評価グループ】

1 添加物

アルギン酸アンモニウム	1
アルギン酸カリウム	2
アルギン酸カルシウム	3
アセトアルデヒド	4
2 - エチル - 3 - メチルピラジン	5
5 - メチルキノキサリン	6
ブタノール	7

2 農薬

オリサストロビン	8
フロニカミド	9
ジノテフラン	12
カズサホス	16
ピリダリル	18
ピラクロストロビン	19

3 動物用医薬品

マイコプラズマ・シノピエ凍結生ワクチン (MS生ワクチン (NB1))	23
鶏大腸菌不活化ワクチン(“京都微研”ポールセーバーEC)	25
オフロキサシン	27
オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)	28
ツラスロマイシン	29
チルミコシンを有効成分とする製剤原料(チルミコシン) 牛の注射剤 (ミコチル300注射剤)	30

豚流行性下痢生ワクチン(日生研PDE生ワクチン)	31
塩化リゾチームを有効成分とするまだいの飼料添加剤(水産用ポトチーム)	32
マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン	33
リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体(リン酸チルミコシン 20%(原液))及び豚の飼料添加剤(動物用ブルモチルプレミックス - 20、 同 - 50、同 - 100)	34
塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸ジフロキサシン) 及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散25%)	35
塩酸ジフロキサシン	36

4 器具・容器包装

ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	37
---------------------------	----

【生物系評価グループ】

1 プリオン

現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性	38
現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性	44

【新食品等評価グループ】

1 遺伝子組換え食品等

< 遺伝子組換え食品 >

コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B. t. Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7	50
除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017系統	51
- アミラーゼ LE399	52
除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統を 掛け合わせた品種	53
トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び 除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B. t. Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7を掛け合わせた品種	54
コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート 耐性トウモロコシ <i>B. t. Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7と ラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を 掛け合わせた品種	55
コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート 耐性トウモロコシ <i>B. t. Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7と トウモロコシ1507系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603系統を掛け合わせた品種	56
ワタ281系統とワタ3006系統とラウンドアップ・レディー・ワタ1445系統 を掛け合わせた品種	57
ワタ281系統とワタ3006系統と除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統 を掛け合わせた品種	58
L - アルギニン	59

< 遺伝子組換え飼料 >

コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B. t. Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7	60
除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017系統	61
ワタ281系統	62
ワタ3006系統	63
ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ101系統	64
ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ163系統	65

2 新開発食品

燕龍茶レベルケア	66
ブレンディスタイリア低糖タイプ	67
グリコ ヨーグルトGCL1001	68
チチヤス低糖ヨーグルト	69
リボスルー	70
ヒアロモイスチャーS	71
キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK	72
ラクチトールガムストロングミント	73
ラクチトールガムマイルドミント	74
リメイクコレステブロック粒	75
プリトロール	76
自然のちから サンバナバ	77

3 肥料・飼料等

けい酸加里肥料	78
熔成けい酸加里肥料	79

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アルギン酸アンモニウム
評価品目の分類	添加物
用途	増粘安定剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年3月28日付け厚生労働省発食安第0328001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（増粘安定剤）
評価結果の概要	アルギン酸及びその塩類（アルギン酸ナトリウム、アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム）が、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、グループとしてADIを設定する必要はない。 （平成18年3月30日府食第239号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 3月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議。 平成18年 9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アルギン酸カリウム
評価品目の分類	添加物
用途	増粘安定剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年3月28日付け厚生労働省発食安第0328002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（増粘安定剤）
評価結果の概要	アルギン酸及びその塩類（アルギン酸ナトリウム、アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム）が、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、グループとしてADIを設定する必要はない。 （平成18年3月30日府食第239号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 3月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議。 平成18年 9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アルギン酸カルシウム
評価品目の分類	添加物
用途	増粘安定剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年3月28日付け厚生労働省発食安第0328003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（増粘安定剤）
評価結果の概要	アルギン酸及びその塩類（アルギン酸ナトリウム、アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム）が、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、グループとしてADIを設定する必要はない。 （平成18年3月30日府食第239号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 3月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議。 平成18年 9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセトアルデヒド
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年11月21日付け厚生労働省発食安第1121001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（着香目的）
評価結果の概要	アセトアルデヒドは、完全に生体成分に代謝され、かつそのレベルは生理的範囲を超えないと予測されるため、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成17年7月21日府食第716号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年 6月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議。 平成17年 9月 8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。 平成18年 3月20日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。
施策の概要等	平成18年5月16日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件に関する告示を公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「着香の目的以外に使用してはならない。」とする使用基準、及び成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成18年5月16日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0516001号）し、監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会に上記について連絡。
その他特記事項	-

(継続 17上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2 - エチル - 3 - メチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年3月7日付け厚生労働省発食安第0307001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（着香目的）
評価結果の概要	2 - エチル - 3 - メチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成17年8月18日府食第804号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年 7月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議。 平成17年 9月 8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。 平成18年 3月20日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。
施策の概要等	平成18年5月16日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件に関する告示を公布。同日から適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「着香の目的以外に使用してはならない。」とする使用基準、及び成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成18年5月16日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0516001号）し、監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会に上記について連絡。
その他特記事項	-

(継続 17 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	5 - メチルキノキサリン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年3月7日付け厚生労働省発食安第0307003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（着香目的）
評価結果の概要	5 - メチルキノキサリンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成17年8月18日府食第805号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年 7月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議。 平成17年 9月 8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。 平成18年 3月20日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。
施策の概要等	平成18年5月16日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件に関する告示を公布。同日から適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「着香の目的以外に使用してはならない。」とする使用基準、及び成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成18年5月16日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0516001号）し、監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会に上記について連絡。
その他特記事項	-

(継続 17 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブタノール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年3月7日付け厚生労働省発食安第0307002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（着香目的）
評価結果の概要	ブタノールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成17年9月22日府食第936号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年10月27日、平成17年11月24日、 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議。 平成18年 2月 9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。 平成18年 8月 1日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。
施策の概要等	平成18年9月12日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件に関する告示を公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、「着香の目的以外に使用してはならない。」とする使用基準、及び成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成18年9月12日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0912004号）し、監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健食業界団体連絡会に上記について連絡。
その他特記事項	-

(継続 17上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オリサストロビン														
評価品目の分類	農薬														
用途	殺菌剤														
評価要請機関	厚生労働省														
評価要請日等	平成16年2月3日付け厚生労働省発食安第0203002号														
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号														
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価														
評価目的の具体的内容	稲への適用申請														
評価結果の概要	オリサストロビンの一日摂取許容量を0.052mg/kg体重/日と設定する。 (平成17年12月8日府食第1196号)														
関係行政機関における施策の実施状況															
施策の検討経過	平成17年12月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成18年 4月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。 平成18年 6月29日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。														
施策の概要等	平成18年 7月11日、食品規格に関する告示を公布。 平成18年8月11日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、以下のとおり残留基準を設定。 <table border="1" data-bbox="619 1059 1279 1167"> <thead> <tr> <th>食品名</th> <th>残留基準値 (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米(玄米をいう。)</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> オリサストロビン及び(2E)-2-(メトキシイミノ)-2-{2-[(3E,5Z,6E)-5-(メトキシイミノ)-4,6-ジメチル-2,8-ジオキサ-3,7-ジアザノナ-3,6-ジエン-1-イル]フェニル}-N-メチルアセトアミドの和として。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量(理論最大摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="536 1574 1361 1749"> <thead> <tr> <th></th> <th>推定摂取量/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table> 」(報告書抜粋)とされている。	食品名	残留基準値 (ppm)	米(玄米をいう。)	0.2		推定摂取量/ADI(%)	国民平均	1.3	幼小児(1~6歳)	2.4	妊婦	1.0	高齢者(65歳以上)	1.3
食品名	残留基準値 (ppm)														
米(玄米をいう。)	0.2														
	推定摂取量/ADI(%)														
国民平均	1.3														
幼小児(1~6歳)	2.4														
妊婦	1.0														
高齢者(65歳以上)	1.3														
施策の実効性確保措置	・平成18年7月11日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第0711001号)し、監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、農薬工業会に上記について連絡。														
その他特記事項	-														

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロニカミド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月29日付け厚生労働省発食安第1029001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	りんご、きゅうり、ばれいしょ、茶等への適用拡大
評価結果の概要	フロニカミドの一日摂取許容量を0.073mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年1月19日府食第41号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 2月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成18年 6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。 平成18年 9月 7日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。 (別表のとおり食品規格(農産物等に係る農薬の残留基準)を設定することが適当。)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

フロニカミド

食品名	残留基準値 (ppm)
ばれいしょ	0.3
クレソン	4
その他のあぶらな科野菜(注1)	4
チコリ	4
エンダイブ	4
しゅんぎく	4
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	4
その他のきく科野菜(注2)	4
パセリ	4
セロリ	4
その他のせり科野菜(注3)	4
トマト	0.4
ピーマン	0.4
なす	3
その他のなす科野菜(注4)	0.4
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.4
しろうり	0.4
すいか	0.4
メロン類果実	2
まくわうり	0.4
その他のうり科野菜(注5)	0.4
ほうれんそう	9
その他の野菜(注6)	4
りんご	1
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
マルメロ	0.2
びわ	0.2
もも	0.7
ネクタリン	0.6
あんず(アプリコットを含む。)	0.6
すもも(プルーンを含む。)	0.6
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	0.6
いちご	2
その他の果実(注7)	0.4

食品名	残留基準値 (ppm)
綿実	0.5
茶	40
牛の筋肉	0.05
羊の筋肉	0.05
馬の筋肉	0.05
山羊の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.02
羊の脂肪	0.02
馬の脂肪	0.02
山羊の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.08
羊の肝臓	0.08
馬の肝臓	0.08
山羊の肝臓	0.08
牛の腎臓	0.08
羊の腎臓	0.08
馬の腎臓	0.08
山羊の腎臓	0.08
牛の食用部分	0.08
羊の食用部分	0.08
馬の食用部分	0.08
山羊の食用部分	0.08
乳	0.02
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん(注8)の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.03
その他の家きんの卵	0.03
トマトピューレー	0.5
トマトペースト	2

印：フロニカミド、N-(4-トリフルオロメチルニコチニル)グリシン及び4-トリフルオロメチルニコチン酸の和として。

印：フロニカミド、4-トリフルオロメチルニコチン酸及び4-トリフルオロメチルニコチンアミドの和として。

1 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

- 2 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- 3 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 4 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 5 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 6 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 7 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 8 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジノテフラン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成16年4月28日付け厚生労働省発食安第0428001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	大豆、だいこん、レタス等への適用拡大										
評価結果の概要	ジノテフランの一日摂取許容量を0.22mg/kg体重/日と設定する。 (平成17年6月16日府食第605号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成17年 9月27日、平成17年11月21日、 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成18年 2月 9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。 平成18年 6月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。										
施策の概要等	平成18年 7月28日、食品規格に関する告示を公布。 平成18年8月28日から適用。ただし、一部の食品については平成19年1月28日から適用。 【 施策の概要 】 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【 リスク評価結果との関係 】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>推定摂取量 / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>9.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1 ~ 6 歳)</td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (6 5 歳以上)</td> <td>9.9</td> </tr> </tbody> </table> 」(報告書抜粋)とされている。		推定摂取量 / ADI(%)	国民平均	9.3	幼小児 (1 ~ 6 歳)	17.4	妊婦	7.5	高齢者 (6 5 歳以上)	9.9
	推定摂取量 / ADI(%)										
国民平均	9.3										
幼小児 (1 ~ 6 歳)	17.4										
妊婦	7.5										
高齢者 (6 5 歳以上)	9.9										
施策の実効性確保措置	・平成18年7月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第0728001号)し、監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、農薬工業会に上記について連絡。										
その他特記事項	-										

(継続 1 7 上)

ジノテフラン

食品名	改正後残留基準値 (ppm)	残留基準値 (ppm)	食品名	改正後残留基準値 (ppm)	残留基準値 (ppm)
米(玄米をいう)	1	2	トマト	2	2
大豆	0.1		ピーマン	3	5
ばれいしょ	0.2	0.2	なす	2	2
さといも類(やつがしらを含む)		0.2	その他のなす科野菜	5	5
かんしょ		0.2	きゅうり(ガーキンを含む)	2	2
やまいも(長いもをいう)		0.2	かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.5	2
こんにゃくいも		0.2	しろうり	2	2
その他のいも類		0.2	すいか	0.5	1
てんさい	0.2	0.2	メロン類果実	1	1
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.5	0.2	まくわうり	0.5	1
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	3	5	その他のうり科野菜	2	2
かぶ類の根	0.2	0.2	ほうれん草	5	5
かぶ類の葉	5	5	たけのこ		0.2
西洋わさび		0.2	オクラ		5
クレソン	5	5	しょうが		0.2
はくさい	1.4	2	えだまめ	2	
キャベツ	2	2	その他の野菜	5	5
芽キャベツ	1.4	5	みかん	2	2
ケール	5	5	なつみかんの果実全体	1	5
こまつな	5	5	レモン	3	5
きょうな	5	5	オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	3	5
チンゲンサイ	5	5	グレープフルーツ	3	5
カリフラワー	2	5	ライム	3	5
ブロッコリー	2	5	その他のかんきつ類果実	3	5
その他のあぶらな科野菜	5	5	りんご	0.7	2
ごぼう		0.2	日本なし	1	2
サルシフィー		0.2	西洋なし	1	2
アーティチョーク	5	5	マルメロ		2
チコリ	5	5	びわ		1
エンダイブ	5	5	もも	3	1
しゅんぎく	5	5	ネクタリン	2	2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む)	5	5	あんず(アブリコットを含む)		10
その他のきく科野菜	5	5	すもも(プルーンを含む)	10	10
ねぎ(リーキを含む)	5	5	うめ	5	10
にら		5	おうとう(チェリーを含む)	10	10
アスパラガス		5	いちご	2	10
わけぎ		5	ラズベリー		10
その他のゆり科野菜	0.7	5	ブラックベリー		10
にんじん	0.2	0.2	ブルーベリー		10
パースニップ		0.2	クランベリー		10
パセリ	5	5	ハックルベリー		10
セロリ	5	5	その他のベリー類果実		10
みつば	5	5	ぶどう	10	10
その他のせり科野菜	5	5			

食品名	改正後残留基準値 (ppm)	残留基準値 (ppm)	食品名	改正後残留基準値 (ppm)	残留基準値 (ppm)
かき	2	2	山羊の脂肪	0.05	0.05
バナナ		2	その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05
キウイ		1	牛の肝臓	0.05	0.05
パパイヤ		2	豚の肝臓	0.05	0.05
アボカド		2	羊の肝臓	0.05	0.05
パイナップル		2	馬の肝臓	0.05	0.05
グアバ		2	山羊の肝臓	0.05	0.05
マンゴー		2	その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05
パッションフルーツ		2	牛の腎臓	0.05	0.05
なつめやし		10	豚の腎臓	0.05	0.05
その他の果実	0.7	10	羊の腎臓	0.05	0.05
綿実	0.4	0.4	馬の腎臓	0.05	0.05
茶	25	30	山羊の腎臓	0.05	0.05
みかんの果皮	10	10	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05
その他のスパイス(みかんの果皮を除く)	5	10	牛の食用に供される部分(筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下単に「食用部分」という。)	0.05	0.05
その他のハーブ	5	5	豚の食用部分	0.05	0.05
牛の筋肉	0.05	0.05	羊の食用部分	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05	馬の食用部分	0.05	0.05
羊の筋肉	0.05	0.05	山羊の食用部分	0.05	0.05
馬の筋肉	0.05	0.05	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05
山羊の筋肉	0.05	0.05	乳	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊、馬及び山羊を除く。以下同じ。)の筋肉		0.05			
牛の脂肪	0.05	0.05			
豚の脂肪	0.05	0.05			
羊の脂肪	0.05	0.05			
馬の脂肪	0.05	0.05			

印：平成19年1月28日施行

印：平成18年8月28日施行

- 1 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
- 2 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 3 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- 4 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 5 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 6 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 7 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 8 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、

未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

- 8 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 9 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 10 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 11 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 12 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 13 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カズサホス										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成16年10月5日付け厚生労働省発食安第1005003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	キャベツ、レタス、ほうれんそう、いちごへの適用拡大										
評価結果の概要	カズサホスの一日摂取許容量を0.00025mg/kg体重/日と設定する。 (平成17年6月30日府食第649号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成17年 7月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成17年 9月 8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。 平成18年 1月27日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。										
施策の概要等	平成18年 4月18日、食品規格に関する告示を公布。 平成18年5月18日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量(理論最大摂取量(TMDI)又は推定一日摂取量(EDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>推定摂取量 / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>24.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td>50.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>25.7</td> </tr> </tbody> </table> 」(報告書抜粋)とされている。		推定摂取量 / ADI(%)	国民平均	24.5	幼小児(1～6歳)	50.4	妊婦	20.9	高齢者(65歳以上)	25.7
	推定摂取量 / ADI(%)										
国民平均	24.5										
幼小児(1～6歳)	50.4										
妊婦	20.9										
高齢者(65歳以上)	25.7										
施策の実効性確保措置	・平成18年4月18日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第0418004号)し、監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、農薬工業会に上記について連絡。										
その他特記事項	-										

(継続 17上)

カズサホス

食品名	残留基準値 (ppm)
さといも類(やつがしらも含む。)	0.03
かんしょ	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.05
キャベツ	0.01
レタス	0.02
にんにく	0.02
なす	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05
すいか	0.01
メロン類果実	0.02
ほうれんそう	0.1
みかん	0.01
なつみかんの果実全体	0.01
レモン	0.01
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.01
グレープフルーツ	0.01
ライム	0.01
その他のかんきつ類果実(注1)	0.01
いちご	0.05

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ及びライム以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリダリル																				
評価品目の分類	農薬																				
用途	殺虫剤																				
評価要請機関	厚生労働省																				
評価要請日等	平成17年3月15日付け厚生労働省発食安第0315001号																				
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号																				
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価																				
評価目的の具体的内容	だいず、ブロッコリー、ミニトマト、とうがらし類への適用拡大																				
評価結果の概要	ピリダリルの一日摂取許容量を0.028mg/kg体重/日と設定する。 (平成17年7月28日府食第742号)																				
関係行政機関における施策の実施状況																					
施策の検討経過	平成17年 7月13日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成17年 9月 8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。 平成18年 1月27日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。																				
施策の概要等	平成18年 4月18日、食品規格に関する告示を公布。 平成18年5月18日から適用。 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、以下のとおり残留基準を設定。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">食品名</th> <th style="text-align: center;">残留基準値 (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大豆</td> <td style="text-align: center;">0.2</td> </tr> <tr> <td>ブロッコリー</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>トマト</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>その他のなす科野菜 (注1)</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注1) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、 トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量(理論最大摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">16.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td style="text-align: center;">27.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">13.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">15.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>」(報告書抜粋)とされている。</p>	食品名	残留基準値 (ppm)	大豆	0.2	ブロッコリー	2	トマト	5	その他のなす科野菜 (注1)	5		TMDI / ADI(%)	国民平均	16.4	幼小児(1～6歳)	27.6	妊婦	13.3	高齢者(65歳以上)	15.7
食品名	残留基準値 (ppm)																				
大豆	0.2																				
ブロッコリー	2																				
トマト	5																				
その他のなす科野菜 (注1)	5																				
	TMDI / ADI(%)																				
国民平均	16.4																				
幼小児(1～6歳)	27.6																				
妊婦	13.3																				
高齢者(65歳以上)	15.7																				
施策の実効性確保措置	・平成18年4月18日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第0418004号)し、監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、農薬工業会に上記について連絡。																				
その他特記事項	-																				

(継続 17上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラクロストロピン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成15年11月17日付け厚生労働省発食安第1117003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	りんご、なし、はくさいへの適用（新規登録）										
評価結果の概要	ピラクロストロピンの一日摂取許容量を0.034mg/kg体重/日と設定する。 （平成17年9月22日府食第933号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成17年 12月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。 平成18年 4月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。 平成18年 8月 7日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。										
施策の概要等	平成18年 8月25日、食品規格に関する告示を公布。 平成18年9月25日から適用。ただし、一部の食品については平成19年2月25日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定摂取量(EDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="571 1265 1396 1444"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>40.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>78.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>32.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>41.7</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI/ADI (%)	国民平均	40.7	幼小児（1～6歳）	78.2	妊婦	32.9	高齢者（65歳以上）	41.7
	EDI/ADI (%)										
国民平均	40.7										
幼小児（1～6歳）	78.2										
妊婦	32.9										
高齢者（65歳以上）	41.7										
施策の実効性確保措置	・平成18年8月25日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0825001号）し、監視指導を要請。 ・内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、（社）日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、農薬工業会に上記について連絡。										
その他特記事項	-										

(継続 17 上)

ピラクロストロピン

食品名	改正後残留基準値 (ppm)	残留基準値 (ppm)	食品名	改正後残留基準値 (ppm)	残留基準値 (ppm)
小麦	0.02	0.02	にんじん	0.4	0.4
大麦	0.4	0.4	パースニップ	0.4	0.4
ライ麦	0.02	0.04	パセリ	29	30
とうもろこし	0.1	0.1	セロリ	29	30
大豆	0.04	0.04	その他のせり科野菜(注6)	29	30
小豆類(1)	0.3	0.3	トマト	0.3	1
えんどう	0.3	0.3	ピーマン	0.3	1
そら豆	0.3	0.3	なす	1.4	1
らつかせい	0.05	0.05	その他のなす科野菜(注7)	1.4	1
その他の豆類(注1)	0.3	0.3	きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5
ばれいしよ	0.02	0.04	かぼちや(スカッシュを含む。)	0.5	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	0.04	0.04	しるうり	0.5	0.5
かんしよ	0.04	0.04	すいか	0.5	0.5
やまいも(長いもをいう。)	0.04	0.04	メロン類果実	0.3	0.5
その他のいも類(注2)	0.04	0.04	まくわうり	0.5	0.5
てんさい	0.2	0.2	その他のうり科野菜(注8)	0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.4	0.4	ほうれんそう		30
だいこん類(ラディッシュを含む。)	16	20	しょうが	0.04	0.04
かぶ類の根	0.4	0.4	未成熟えんどう	0.5	0.5
かぶ類の葉	16	20	未成熟いんげん	0.5	0.5
西洋わさび	0.4	0.4	えだまめ	0.5	0.5
クレソン	29	30	その他の野菜(注9)	16	30
はくさい	3	5	みかん	0.02	2
キャベツ	5	5	なつみかんの果実全体	2	2
芽キャベツ	5	5	レモン	2	2
ケール	16	20	オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2	2
こまつな		20	グレープフルーツ	2	2
きょうな	16	20	ライム	2	2
チンゲンサイ	5	5	その他のかんきつ類果実(注10)	2	2
カリフラワー	5	5	りんご	1	2
ブロッコリー	5	5	日本なし	1.5	2
その他のあぶらな科野菜(注3)	16	30	西洋なし	1.5	2
ごぼう	0.4	0.4	マルメロ	1.5	2
サルシフィー	0.4	0.4	びわ	1.5	2
チコリ	29	30	もも	0.02	0.9
エンダイブ	29	30	ネクタリン	0.9	0.9
しゅんぎく		30	あんず(アプリコットを含む。)	0.9	0.9
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	29	30	すもも(ブルーベリーを含む。)	0.9	0.9
その他のきく科野菜(注4)	29	30	おうとう(チェリーを含む。)	2	0.9
たまねぎ	0.2	0.9	いちご	0.4	0.4
ねぎ(リーキを含む。)	0.9	0.9	ラズベリー	1.3	1
にんにく	0.9	0.9	ブラックベリー	1.3	1
その他のゆり科野菜(注5)	0.9	0.9			

食品名	改正後残留基準値 (ppm)	残留基準値 (ppm)	食品名	改正後残留基準値 (ppm)	残留基準値 (ppm)
ブルーベリー	1.3	1	牛の腎臓	0.2	0.1
ハックルベリー	1.3	1	豚の腎臓	0.2	0.1
その他のベリー類果実(注11)	1.3	1	羊の腎臓	0.2	0.1
ぶどう	3	2	馬の腎臓	0.2	0.1
バナナ	0.02	0.04	山羊の腎臓	0.2	0.1
ひまわりの種子	0.3	0.3	その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.1
くり	0.04	0.04	牛の食用に供される部分(3)	0.2	0.1
ペカン	0.02	0.04	豚の食用部分	0.2	0.1
アーモンド	0.02	0.04	羊の食用部分	0.2	0.1
くるみ	0.04	0.04	馬の食用部分	0.2	0.1
その他のナッツ類(注12)	0.7	0.7	山羊の食用部分	0.2	0.1
ホップ	23	20	その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.1
その他のスパイス(注13)	29	30	乳	0.1	0.06
その他のハーブ(注14)	29	30	鶏の筋肉	0.05	0.05
牛の筋肉	0.1	0.1	その他の家きん(注16)の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.1	0.1	鶏の脂肪	0.05	0.05
羊の筋肉	0.1	0.1	その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
馬の筋肉	0.1	0.1	鶏の肝臓	0.05	0.05
山羊の筋肉	0.1	0.1	その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注15)(2)の筋肉		0.1	鶏の腎臓	0.05	0.05
牛の脂肪	0.1	0.08	その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
豚の脂肪	0.1	0.08	鶏の食用部分	0.05	0.05
羊の脂肪	0.1	0.08	その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
馬の脂肪	0.1	0.08	鶏の卵	0.05	0.05
山羊の脂肪	0.1	0.08	その他の家きんの卵	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.08			
牛の肝臓	1.5	0.8			
豚の肝臓	1.5	0.8			
羊の肝臓	1.5	0.8			
馬の肝臓	0.1	0.8			
山羊の肝臓	1.5	0.8			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.8			

印：平成19年2月25日施行
印：平成18年9月25日施行

1 いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

2 羊、馬及び山羊を除く。以下同じ。

3 筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下「食用部分」という。

注1 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

注2 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注3 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エ

ンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

- 注5 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注6 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注7 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注8 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注9 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注10 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注11 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注12 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注13 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注14 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注15 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注16 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マイコプラズマ・シノピエ凍結生ワクチン（MS生ワクチン（NB I））
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	マイコプラズマ・シノピエ感染に伴う呼吸器疾病（気嚢炎）の発症予防又は軽減
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年8月5日付け17消安第4663号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造（輸入）の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	マイコプラズマ・シノピエ凍結生ワクチン（MS生ワクチン（NB I））が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成17年10月20日府食第1037号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年 7月 8日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議。 平成17年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成17年 9月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告。 平成17年 9月30日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申。
施策の概要等	平成17年12月 7日、薬事法第14条第1項に基づき、承認。 （施策の概要） 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造（輸入）を承認。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	薬事法第49条第1項に基づく要指示医薬品（獣医師から処方せんの公付又は指示がなければ販売してはならない。）に指定。
その他特記事項	薬事法に基づき、新医薬品に指定し、6年後に再審査。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マイコプラズマ・シノピエ凍結生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	マイコプラズマ・シノピエ感染に伴う呼吸器疾病（気嚢炎）の発症予防又は軽減
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年8月5日付け厚生労働省発食安第0805004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	マイコプラズマ・シノピエ凍結生ワクチン（MS生ワクチン（NB I））が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成17年10月20日府食第1038号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年 9月27日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	<p>（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年10月20日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答、併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。 食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	-

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏大腸菌不活化ワクチン（“京都微研”ポールセーバーEC）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏の大腸菌症の発症の軽減
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年1月6日付け17消安第9578号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	鶏大腸菌不活化ワクチン（“京都微研”ポールセーバーEC）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。（平成18年3月9日府食第183号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年10月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議。 平成17年12月2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成17年12月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告。 平成17年12月12日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申。
施策の概要等	平成18年5月18日、薬事法第14条第1項に基づき承認 （施策の概要） 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造（輸入）を承認 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	薬事法第49条第1項に基づく要指示医薬品（獣医師から処方せんの公付又は指示がなければ販売してはならない）に指定。
その他特記事項	薬事法に基づき、新医薬品に指定し、6年後に再審査。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏大腸菌不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏の大腸菌症の発症の軽減
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年1月6日付け食安第0106002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	鶏大腸菌不活化ワクチン（“京都微研”ポールセーバーEC）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成18年3月9日府食第184号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 2月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成18年 4月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	・平成18年 4月26日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答、併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。 ・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オフロキサシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏の呼吸器性マイコプラズマ病、大腸菌症
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け食安第0913002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	オフロキサシンの1日摂取許容量を0.005mg/kg体重/日と設定する。 (平成17年11月24日府食第1142号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 9月 6日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキササルジン液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏の呼吸器性マイコプラズマ病、大腸菌症
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> オフロキサシンの一日摂取許容量を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄> なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては検討中である。 （平成17年11月24日府食第1141号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議。</p> <p>平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告。</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	<p>再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。</p>

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ツラスロマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛及び豚における細菌性肺炎の治療
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年8月1日付け食安第0801009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	ツラスロマイシンの1日摂取許容量を0.015mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年3月9日府食第182号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 2月17日、薬事・食品衛視審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成18年 9月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チルミコシンを有効成分とする製剤原料（チルミコシン）、牛の注射剤（ミコチル300注射剤）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	【有効菌種】パストレラ、マイコプラズマ 【適応症】牛：肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年8月5日付け17消安第4663号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>< 評価書の通知書 > 提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。</p> <p>< 評価書「再審査に係る評価について」抄 > なお、薬剤耐性菌を介した影響については平成15年12月8日付け15消安第3979号にて意見聴取されているところであり、これについては別途検討中である。 （平成17年12月22日府食第1212号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成16年12月 8日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成17年 3月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】 マクロライド系抗生物質としての、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、平成15年12月8日付け15消安第3979号において評価要請を行っているところであり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	<p>再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。</p>

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚流行性下痢生ワクチン（日生研PED生ワクチン）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	母豚を免疫し、その乳汁を哺乳させることによる子豚の豚流行性下痢発症の阻止又は軽減
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年8月5日付け17消安第4663号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 (平成17年11月24日府食第1143号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年 3月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議。 平成17年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告。
施策の概要等	平成17年12月28日 農林水産大臣から申請者に対して再審査結果(薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。)を通知した。 (施策の概要) 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩化リゾチームを有効成分とするまだいの飼料添加剤（水産用ポトチーム）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	白点虫(<i>Cryptocaryon irritans</i>)に起因するまだいの白点病による死亡率の低下
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年8月5日付け17消安第4663号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 (平成17年11月24日府食第1143号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年 4月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議。 平成17年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告。
施策の概要等	平成18年 2月15日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと）を通知した。 (施策の概要) 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913013号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	<p><経緯></p> <p>マラカイトグリーン及びその代謝物であるロイコマラカイトグリーンについては、諸外国において魚介類からの検出が報告されている。また、我が国においても、輸入時の検査において魚介類からの検出されたことに伴い、現在、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令により検査強化が実施されている状況にある。</p>
評価結果の概要	<p>発がん性のメカニズムを明らかにすることはできず、ヒトにおける発がんリスクは明確ではないが、現時点で評価した試験結果からみる限り、げっ歯類における発がん性が示唆され、遺伝毒性も否定できないことからマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンにADIを設定することは適当でない。</p> <p>(平成17年11月24日府食第1140号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成17年11月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成18年 2月 9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成18年 5月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。</p>
施策の概要等	<p>平成18年 5月30日、食品規格に関する告示を公布。</p> <p>平成18年11月30日から適用。</p> <p>(施策の概要)</p> <p>食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、食品中において不検出とされる農薬等の成分である物質として規定。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年 5月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第0530001~0530003号)し、監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、水産庁、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産品残留安全協議会、(社)大日本水産会に上記について連絡。
その他特記事項	-

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体（リン酸チルミコシン20%（原薬））及び豚の飼料添加剤（動物用ブルモチルプレミックス - 20、同 - 50、同 - 100）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製造用原体及び豚の肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年12月3日付け16消安第6970号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	< 評価書の通知書 > 提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 < 評価書「再審査に係る評価について」抄 > 本剤はマクロライド系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については今後別途検討されるべきである。 (平成17年5月19日府食第522号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 6月23日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議。 平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 マクロライド系抗生物質としての、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、平成15年12月8日付け15消安第3979号において評価要請を行っているところであり、当該結果を踏まえて、施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシン）及び豚の飲水添加剤（ベテキノン可溶散25%）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製造用原体及び豚の細菌性肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	< 評価書の通知書 > ジフロキサシンの一日摂取許容量を0.0013mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 < 評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄 > なお、本剤はキノロン系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については今後別途検討されるべきである。 (平成17年7月14日府食第692号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成15年10月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議。 平成15年11月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討することとされており、当該結果を踏まえて、施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ジフロキサシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚における細菌性肺炎の治療
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年8月22日付け厚生労働省発食安第0822003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	ジフロキサシンの一日摂取許容量を0.0013mg/kg体重/日と設定する。 (平成17年8月25日府食第827号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集。 (EU政府に対してジフロキサシンの残留基準設定に必要な資料の提示を求めたところ、ジフロキサシンの安全性評価に係る資料の提示がなされたが、当該資料には残留試験に係る詳細な情報が含まれておらず、再度資料の提示を要求。また、別途関係企業に対しても資料の提示を要求しているところ。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 17 上)

(継続)

【 器具・容器包装 】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
評価品目の分類	器具・容器包装
用途	野菜や果物等の袋や容器、惣菜や弁当用のトレー、菓子類の包装等
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年8月30日付け厚生労働省発食安第0830001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具及び容器包装に係る規格を新たに設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	ポリ乳酸を器具又は容器包装として使用する場合に考慮すべき物質及びそのADIは以下の通りである。 ラクチド 0.1mg/kg体重/日 ただし、D-乳酸の含有率、添加剤等の組成及び使用条件で溶出性、分解性が大きく変化する可能性があることから、適切な管理措置の設定が必要である。 (平成17年5月26日府食523号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	要請者より資料が提供され次第、薬事・食品衛生審議会で審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【 リスク評価結果との関係 】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 17 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性
評価品目の分類	プリオン
用途	-
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年5月24日付け厚生労働省発食安第0524001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>< 評価書「結論」抄 ></p> <p>これまでの国内のリスク評価では、BSE対策の実効性等をほぼ明らかにすることができ、それに基づいて評価した。しかし、今回の諮問では国外という状況のため、牛肉等のリスクに関しては米国やカナダの場合は文書に書かれた原則の評価と、一部リスク管理機関からの情報及び専門委員などからの補足説明をもとに評価せざるを得なかった。従って、不明な側面もあることを考慮する必要がある。また、輸出プログラムの遵守についても守られることを前提に評価しなければならなかった。</p> <p>米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。他方、リスク管理機関から提示された輸出プログラム（全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等）が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。</p> <p>これらの前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守らなければ、評価結果は異なったものになる。</p> <p>上記のことを考慮した上でリスク管理機関が輸入を再開する措置をとった場合には、仮定を前提に評価したものとして、プリオン専門調査会は管理機関から輸出プログラムの実効性、およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があり、また、管理機関は国民に報告する義務を負うものと考ええる。</p> <p>< 評価書「結論への付帯事項」抄 ></p> <p>本諮問を答えるにあたり、2つのことを強調しておきたい。1つは諮問の経緯で述べたようにリスク評価機関とリスク管理機関の責務を明確にする必要があることである。本答申を受けて、リスク管理機関が判断し施策を実行する場合は、その結果を国民に説明すること、輸入再開の場合は輸出国に対して輸出プログラムの遵守を確保させるための責任を負うものであることを確認しておきたい。</p> <p>第2に、食品安全委員会プリオン専門調査会は、本諮問に答えるために、我が国と米国及びカナダの国内対応の違い等を比較した。諮問は日本向け輸出プログラムの上乗せ条件を前提としたリスク評価を求めたものであり、リスク評価も輸出プログラムが遵守されることを前提に評価した。従って、輸出プログラムが遵守されるためのハード、ソフトの確立とその確認は最も重要なことである。もし、輸出プログラムが遵守されない場合はこの評価結果は成立しない。</p>

	<p>リスク評価の過程で問題となった、以下の点についても補足しておきたい。</p> <p>SRM除去については、米国及びカナダにおけると畜場での監視の実態が不明であり、リスク管理機関による安全担保についてもその実効性に疑問が残る。特にせき髄片の牛肉等への混入は、その確率は低くとも、起きた場合にはリスクの要因になり得る。そのような場合には、SRM除去に関しては、米国・カナダの牛に由来する牛肉等のリスクが日本のものと同等かどうかは不明である。そのため、せき髄除去の監視体制の強化を図る必要がある。</p> <p>米国及びカナダにおけるBSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うためには、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要である。管理対応がある程度効果を示し、流行が不連続で地域的な偏りや散発的な状況になった場合には、最低限、高リスク牛の全てを対象とした継続的なサーベイランスが必要であると考えられる。</p> <p>米国及びカナダでのBSEの暴露・増幅を止めるには、BSEプリオンの感染性の99.4%を占めるSRMの利用の禁止が必須である。牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある。</p> <p>今回のリスク評価は日本向け輸出プログラムの遵守を前提に行った。従って管理機関が遵守を保証する必要がある。リスク管理機関は、米国及びカナダから日本向けに輸出される牛肉及び牛の内臓について実施されるリスク低減措置が適切に実施されることが保証されるシステム構築を行う必要がある。考えられるシステムとして、日本向け輸出牛肉等を処理加工する施設の認定制度及びそれら施設への行政による定期的な立入調査等を含む管理システムが有効なものとして考えられる。</p> <p>もし、リスク管理機関が輸入再開に踏み切ったとしても、管理処置の遵守が十分でない場合、例えば出生月齢の証明が出来ない場合、SRM除去が不十分な場合、処理・分別過程において牛肉等が21ヶ月齢以上のものと混合され得る場合など、人へのリスクを否定することができない重大な事態となれば、一旦輸入を禁止することも必要である。</p> <p><評価書の通知書></p> <p>なお、本食品健康影響評価は、輸出プログラムの遵守を前提に行われたものであるため、貴省において、米国及びカナダからの牛肉及び牛の内臓の輸入を再開する施策を実施する場合にあっては、輸出プログラムの遵守の確保のために万全を期すとともに、遵守状況の検証結果について、食品安全委員会に適宜報告を行うようお願いいたします。同時に、国民に対しては、施策の内容及び輸出プログラムの遵守状況の検証結果について、十分な説明を行うようお願いいたします。</p> <p>また、本食品健康影響評価の過程で議論があった米国及びカナダの牛海綿状脳症(BSE)対策について、留意点が結論への付帯事項として記載されているので、貴省から、米国政府及びカナダ政府に申し入れていただくようお願いいたします。</p> <p>この他、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集及び全国7ヶ所で開催した意見交換会においては、多くの意見・情報が寄せられましたが、リスク管理に係るものも多くありました。寄せられた意見・情報の概要及びそれに対する回答をまとめたものを添付しますので、貴省におかれましては、今後の施策の実施に当たって、これを踏まえて適切に対応されることを望みます。</p> <p>(平成17年12月8日府食第1184号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>平成17年12月8日の食品安全委員会の答申を踏まえ、平成17年12月12日、日本向け輸出プログラムに基づく、全頭から特定危険部位の除去、20ヶ月齢以下の牛由来であることといった条件のもとで管理された米国産牛肉の輸入再開を決定した。</p> <p>また、食品安全委員会の答申の付帯事項に関連して、輸入再開と同時に米国政府に対し、</p> <p>せき髄除去の監視強化を図ることが必要であること。</p> <p>米国におけるBSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うため、十分</p>

	<p>なサーベイランスの継続が必要であること。 米国におけるBSEの増幅を止めるためにはSRMの利用の禁止が必須であり、牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある他の動物の飼料への利用も禁止する必要があること。</p> <p>を要請した。</p> <p>さらに、輸出プログラムの実効性、及びその遵守に関する検証として、厚生労働省及び農林水産省は、平成17年12月13日より24日にかけて担当者を派遣して日本向け牛肉認定施設の査察を実施し、その査察結果については食品安全委員会に報告を行うと共に、ホームページ等を通じて国民に情報提供を行った。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p>
<p>施策の実効性確保措置</p>	<p>平成17年12月12日米国産牛肉の輸入再開について各検疫所宛および関係団体宛に対して通知（食安監発第1212001号及び食安監発第1212003号）し、その適切な運用を要請。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>平成18年1月20日、輸入時検査において、せき柱が含まれる米国産子牛肉を確認したことから、全ての米国産牛肉の輸入手続を停止した。（検疫所宛通知平成18年1月20日食安監発第0120003号）その後、二度にわたる日米専門家会合やリスクコミュニケーションを実施し、平成18年6月21、22日日米局長級テレビ会合において、輸入手続再開の措置について米国側と認識を共有するに至った。</p> <p>平成18年7月27日、日本側が6月から7月に実施した、米国の対日輸出認定施設の現地調査の結果を踏まえ、34施設（1施設は条件付き）の輸入手続再開を決定した。（検疫所宛通知平成18年7月27日食安監発第0727002号）（8月15日、1施設追加）日本側は、通常の査察に加え、米国側の抜き打ち査察に同行するとともに、輸入時の検査を強化することにより対日輸出プログラムの遵守状況を検証することとしており、また査察結果等を食品安全委員会に適宜報告するとともに、国民に情報提供していくこととしている。</p>

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性
評価品目の分類	プリオン
用途	-
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年5月24日付け17消安第1382号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p><評価書「結論」抄></p> <p>これまでの国内のリスク評価では、BSE対策の実効性等をほぼ明らかにすることができ、それに基づいて評価した。しかし、今回の諮問では国外という状況のため、牛肉等のリスクに関しては米国やカナダの場合は文書に書かれた原則の評価と、一部リスク管理機関からの情報及び専門委員などからの補足説明をもとに評価せざるを得なかった。従って、不明な側面もあることを考慮する必要がある。また、輸出プログラムの遵守についても守られることを前提に評価しなければならなかった。</p> <p>米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。他方、リスク管理機関から提示された輸出プログラム（全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等）が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。</p> <p>これらの前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守らなければ、評価結果は異なったものになる。</p> <p>上記のことを考慮した上でリスク管理機関が輸入を再開する措置をとった場合には、仮定を前提に評価したものとして、プリオン専門調査会は管理機関から輸出プログラムの実効性、およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があり、また、管理機関は国民に報告する義務を負うものと考ええる。</p> <p><評価書「結論への付帯事項」抄></p> <p>本諮問を答えるにあたり、2つのことを強調しておきたい。1つは諮問の経緯で述べたようにリスク評価機関とリスク管理機関の責務を明確にする必要があることである。本答申を受けて、リスク管理機関が判断し施策を実行する場合は、その結果を国民に説明すること、輸入再開の場合は輸出国に対して輸出プログラムの遵守を確保させるための責任を負うものであることを確認しておきたい。</p> <p>第2に、食品安全委員会プリオン専門調査会は、本諮問に答えるために、我が国と米国及びカナダの国内対応の違い等を比較した。諮問は日本向け輸出プログラムの上乗せ条件を前提としたリスク評価を求めたものであり、リスク評価も輸出プログラムが遵守されることを前提に評価した。従って、輸出プログラムが遵守されるためのハード、ソフトの確立とその確認は最も重要なことである。もし、輸出プログラムが遵守されない場合はこの評価結果は成立しない。</p> <p>リスク評価の過程で問題となった、以下の点についても補足しておきたい。</p> <p>SRM除去については、米国及びカナダにおけると畜場での監視の実態が不明であり、</p>

	<p>リスク管理機関による安全担保についてもその実効性に疑問が残る。特にせき髄片の牛肉等への混入は、その確率は低くとも、起きた場合にはリスクの要因になり得る。そのような場合には、SRM除去に関しては、米国・カナダの牛に由来する牛肉等のリスクが日本のものと同等かどうかは不明である。そのため、せき髄除去の監視体制の強化を図る必要がある。</p> <p>米国及びカナダにおけるBSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うためには、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要である。管理対応がある程度効果を示し、流行が不連続で地域的な偏りや散発的な状況になった場合には、最低限、高リスク牛の全てを対象とした継続的なサーベイランスが必要であると考えられる。</p> <p>米国及びカナダでのBSEの暴露・増幅を止めるには、BSEプリオンの感染性の99.4%を占めるSRMの利用の禁止が必須である。牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある。</p> <p>今回のリスク評価は日本向け輸出プログラムの遵守を前提に行った。従って管理機関が遵守を保証する必要がある。リスク管理機関は、米国及びカナダから日本向けに輸出される牛肉及び牛の内臓について実施されるリスク低減措置が適切に実施されることが保証されるシステム構築を行う必要がある。考えられるシステムとして、日本向け輸出牛肉等を処理加工する施設の認定制度及びそれら施設への行政による定期的な立入調査等を含む管理システムが有効なものとして考えられる。</p> <p>もし、リスク管理機関が輸入再開に踏み切ったとしても、管理処置の遵守が十分でない場合、例えば出生月齢の証明が出来ない場合、SRM除去が不十分な場合、処理・分別過程において牛肉等が21ヶ月齢以上のものと混合され得る場合など、人へのリスクを否定することができない重大な事態となれば、一旦輸入を禁止することも必要である。</p> <p><評価書の通知書></p> <p>なお、本食品健康影響評価は、輸出プログラムの遵守を前提に行われたものであるため、貴省において、米国及びカナダからの牛肉及び牛の内臓の輸入を再開する施策を実施する場合にあっては、輸出プログラムの遵守の確保のために万全を期すとともに、遵守状況の検証結果について、食品安全委員会に適宜報告を行うようお願いいたします。同時に、国民に対しては、施策の内容及び輸出プログラムの遵守状況の検証結果について、十分な説明を行うようお願いいたします。</p> <p>また、本食品健康影響評価の過程で議論があった米国及びカナダの牛海綿状脳症(BSE)対策について、留意点が結論への付帯事項として記載されているので、貴省から、米国政府及びカナダ政府に申し入れていただくようお願いいたします。</p> <p>この他、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集及び全国7ヶ所で開催した意見交換会においては、多くの意見・情報が寄せられましたが、リスク管理に係るものも多くありました。寄せられた意見・情報の概要及びそれに対する回答をまとめたものを添付しますので、貴省におかれましては、今後の施策の実施に当たって、これを踏まえて適切に対応されることを望みます。</p> <p>(平成17年12月8日府食第1184号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成17年12月 8日、食品安全委員会から答申 平成17年12月12日、農林水産省BSE対策本部において審議 輸入再開の決定</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>平成18年12月8日の食品安全委員会からの「リスク管理機関から提示された輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」との答申を踏まえ、同年12月12日のBSE対策本部において、米国産牛肉の輸入再開の決定を行った。</p>

「リスク管理機関が判断し施策を実行する場合は、その結果を国民に説明すること」との指摘を踏まえ、米国産牛肉の輸入再開の決定に関して、平成17年12月15日から21日の間、説明会を実施するとともに、平成18年1月16日には平成17年12月に行った牛肉認定施設の査察結果についても消費者等への説明を行い、これらの結果の概要をホームページに掲載すること等を通じ幅広い情報提供に努めた。

「米国及びカナダから日本向けに輸出される牛肉及び牛の内臓について実施されるリスク低減措置が適切に実施されることが保証されるシステム構築を行う必要がある」との指摘を踏まえ、平成17年12月13日から24日までの間、米国における対日輸出施設の査察を行うとともに、平成18年7月27日の輸入手続再開に先立ち、米国における対日輸出認定施設に対する現地調査を行った。今後も、定期的な現地調査に加え、米国が行う抜き打ち査察への同行、水際における検査等により、輸出プログラムが的確に機能しているかどうかを確認することとしている。

「もし、リスク管理機関が輸入再開に踏み切ったとしても、管理処置の遵守が十分でない場合、例えば出生月齢の証明が出来ない場合、SRM除去が不十分な場合、処理・分別過程において牛肉等が21ヶ月齢以上のものと混合され得る場合など、人へのリスクを否定することができない重大な事態となれば、一旦輸入を禁止することも必要である。」との指摘を踏まえ、平成18年1月20日に成田空港に到着した米国産牛肉の貨物中にせき柱が混入していることが確認された際には、全ての米国産牛肉の輸入手続を停止した。

本事業に関しては、米国に対し、徹底した原因究明と再発防止策を求め、2度にわたり全国10か所で消費者との意見交換会を開催するとともに、この意見交換会における消費者の意見を踏まえ、同年6月に開催された日米局長級会合で共有された輸入手続の再開の考え方にに基づき、対日輸出認定施設の現地調査の実施等の措置を講じた上で、同年7月27日に輸入手続を再開した。

これらについては、7月28日から全国10か所で消費者への説明会を実施するとともに、現地調査結果の報告をホームページに掲載する等を通じ幅広い情報提供に努めた。

なお、今後、不適切な製品が輸入港で発見された場合、我が国は、米国政府に連絡しつつ違反の性質に応じた適切な措置を講ずることとしている。

また、「結論への付帯事項」に、米国及びカナダにおけるBSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うためには、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要であることや、米国及びカナダでのBSEの暴露・増幅を止めるには、BSEプリオンの感染性の99.4%を占めるSRMの利用の禁止が必須であり、牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要があるとされており、かつ、これらについては、答申の通知書においてもリスク管理機関から、米国政府及びカナダ政府に申し入れることとされていることから、昨年12月の輸入再開にあたり、在京の米国及びカナダ大使館を通じ、両国政府にこの旨を伝えるとともに、日米農相会談等の場を通じて、累次の要請を行っているところである。

【リスク評価結果との関係】

<p>施策の実効性確保措置</p>	
<p>その他特記事項</p>	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性
評価品目の分類	プリオン
用途	-
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年5月24日付け厚生労働省発食安第0524002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p><評価書「結論」抄></p> <p>これまでの国内のリスク評価では、BSE対策の実効性等をほぼ明らかにすることができ、それに基づいて評価した。しかし、今回の諮問では国外という状況のため、牛肉等のリスクに関しては米国やカナダの場合は文書に書かれた原則の評価と、一部リスク管理機関からの情報及び専門委員などからの補足説明をもとに評価せざるを得なかった。従って、不明な側面もあることを考慮する必要がある。また、輸出プログラムの遵守についても守られることを前提に評価しなければならなかった。</p> <p>米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。他方、リスク管理機関から提示された輸出プログラム（全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等）が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。</p> <p>これらの前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守らなければ、評価結果は異なったものになる。</p> <p>上記のことを考慮した上でリスク管理機関が輸入を再開する措置をとった場合には、仮定を前提に評価したものとして、プリオン専門調査会は管理機関から輸出プログラムの実効性、およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があり、また、管理機関は国民に報告する義務を負うものと考ええる。</p> <p><評価書「結論への付帯事項」抄></p> <p>本諮問を答えるにあたり、2つのことを強調しておきたい。1つは諮問の経緯で述べたようにリスク評価機関とリスク管理機関の責務を明確にする必要があることである。本答申を受けて、リスク管理機関が判断し施策を実行する場合は、その結果を国民に説明すること、輸入再開の場合は輸出国に対して輸出プログラムの遵守を確保させるための責任を負うものであることを確認しておきたい。</p> <p>第2に、食品安全委員会プリオン専門調査会は、本諮問に答えるために、我が国と米国及びカナダの国内対応の違い等を比較した。諮問は日本向け輸出プログラムの上乗せ条件を前提としたリスク評価を求めたものであり、リスク評価も輸出プログラムが遵守されることを前提に評価した。従って、輸出プログラムが遵守されるためのハード、ソフトの確立とその確認は最も重要なことである。もし、輸出プログラムが遵守されない場合はこの評価結果は成立しない。</p> <p>リスク評価の過程で問題となった、以下の点についても補足しておきたい。</p>

	<p>SRM除去については、米国及びカナダにおけると畜場での監視の実態が不明であり、リスク管理機関による安全担保についてもその実効性に疑問が残る。特にせき髄片の牛肉等への混入は、その確率は低くとも、起きた場合にはリスクの要因になり得る。そのような場合には、SRM除去に関しては、米国・カナダの牛に由来する牛肉等のリスクが日本のものと同等かどうかは不明である。そのため、せき髄除去の監視体制の強化を図る必要がある。</p> <p>米国及びカナダにおけるBSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うためには、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要である。管理対応がある程度効果を示し、流行が不連続で地域的な偏りや散発的な状況になった場合には、最低限、高リスク牛の全てを対象とした継続的なサーベイランスが必要であると考えられる。</p> <p>米国及びカナダでのBSEの暴露・増幅を止めるには、BSEプリオンの感染性の99.4%を占めるSRMの利用の禁止が必須である。牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある。</p> <p>今回のリスク評価は日本向け輸出プログラムの遵守を前提に行った。従って管理機関が遵守を保証する必要がある。リスク管理機関は、米国及びカナダから日本向けに輸出される牛肉及び牛の内臓について実施されるリスク低減措置が適切に実施されることが保証されるシステム構築を行う必要がある。考えられるシステムとして、日本向け輸出牛肉等を処理加工する施設の認定制度及びそれら施設への行政による定期的な立入調査等を含む管理システムが有効なものとして考えられる。</p> <p>もし、リスク管理機関が輸入再開に踏み切ったとしても、管理処置の遵守が十分でない場合、例えば出生月齢の証明が出来ない場合、SRM除去が不十分な場合、処理・分別過程において牛肉等が21ヶ月齢以上のものと混合され得る場合など、人へのリスクを否定することができない重大な事態となれば、一旦輸入を禁止することも必要である。</p> <p><評価書の通知書></p> <p>なお、本食品健康影響評価は、輸出プログラムの遵守を前提に行われたものであるため、貴省において、米国及びカナダからの牛肉及び牛の内臓の輸入を再開する施策を実施する場合にあっては、輸出プログラムの遵守の確保のために万全を期すとともに、遵守状況の検証結果について、食品安全委員会に適宜報告を行うようお願いいたします。同時に、国民に対しては、施策の内容及び輸出プログラムの遵守状況の検証結果について、十分な説明を行うようお願いいたします。</p> <p>また、本食品健康影響評価の過程で議論があった米国及びカナダの牛海綿状脳症(BSE)対策について、留意点が結論への付帯事項として記載されているので、貴省から、米国政府及びカナダ政府に申し入れていただくようお願いいたします。</p> <p>この他、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集及び全国7ヶ所で開催した意見交換会においては、多くの意見・情報が寄せられましたが、リスク管理に係るものも多くありました。寄せられた意見・情報の概要及びそれに対する回答をまとめたものを添付しますので、貴省におかれましては、今後の施策の実施に当たって、これを踏まえて適切に対応されることを望みます。</p> <p>(平成17年12月8日府食第1184号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>平成17年12月8日の食品安全委員会の答申を踏まえ、平成17年12月12日、日本向け輸出プログラムに基づく、全頭から特定危険部位の除去、20ヶ月齢以下の牛由来であることといった条件のもとで管理されたカナダ産牛肉の輸入再開を決定した。</p> <p>また、食品安全委員会の答申の付帯事項に関連して、輸入再開と同時に米国政府に対し、</p> <p>せき髄除去の監視強化を図ることが必要であること。</p> <p>カナダにおけるBSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うため、十分なサーベイランスの継続が必要であること。</p>

	<p>カナダにおける B S E の増幅を止めるためには S R M の利用の禁止が必須であり、牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある他の動物の飼料への利用も禁止する必要があること。</p> <p>を要請した。</p> <p>さらに、輸出プログラムの実効性、及びその遵守に関する検証として、厚生労働省及び農林水産省は、平成 17 年 12 月 13 日より 23 日にかけて担当者を派遣して日本向け牛肉認定施設の査察を実施し、その査察結果については食品安全委員会に報告を行うと共に、ホームページ等を通じて国民に情報提供を行った。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p>
<p>施策の実効性確保措置</p>	<p>平成 17 年 12 月 12 日カナダ産牛肉の輸入再開について各検疫所宛および関係団体宛に対して通知（食安監発第 1212002 号及び食安監発第 1212003 号）し、その適切な運用を要請。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>-</p>

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性
評価品目の分類	プリオン
用途	-
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年5月24日付け17消安第1380号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>< 評価書「結論」抄 ></p> <p>これまでの国内のリスク評価では、BSE対策の実効性等をほぼ明らかにすることができ、それに基づいて評価した。しかし、今回の諮問では国外という状況のため、牛肉等のリスクに関しては米国やカナダの場合は文書に書かれた原則の評価と、一部リスク管理機関からの情報及び専門委員などからの補足説明をもとに評価せざるを得なかった。従って、不明な側面もあることを考慮する必要がある。また、輸出プログラムの遵守についても守られることを前提に評価しなければならなかった。</p> <p>米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。他方、リスク管理機関から提示された輸出プログラム（全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等）が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。</p> <p>これらの前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守らなければ、評価結果は異なったものになる。</p> <p>上記のことを考慮した上でリスク管理機関が輸入を再開する措置をとった場合には、仮定を前提に評価したものとして、プリオン専門調査会は管理機関から輸出プログラムの実効性、およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があり、また、管理機関は国民に報告する義務を負うものと考ええる。</p> <p>< 評価書「結論への付帯事項」抄 ></p> <p>本諮問を答えるにあたり、2つのことを強調しておきたい。1つは諮問の経緯で述べたようにリスク評価機関とリスク管理機関の責務を明確にする必要があることである。本答申を受けて、リスク管理機関が判断し施策を実行する場合は、その結果を国民に説明すること、輸入再開の場合は輸出国に対して輸出プログラムの遵守を確保させるための責任を負うものであることを確認しておきたい。</p> <p>第2に、食品安全委員会プリオン専門調査会は、本諮問に答えるために、我が国と米国及びカナダの国内対応の違い等を比較した。諮問は日本向け輸出プログラムの上乗せ条件を前提としたリスク評価を求めたものであり、リスク評価も輸出プログラムが遵守されることを前提に評価した。従って、輸出プログラムが遵守されるためのハード、ソフトの確立とその確認は最も重要なことである。もし、輸出プログラムが遵守されない場合はこの評価結果は成立しない。</p> <p>リスク評価の過程で問題となった、以下の点についても補足しておきたい。</p>

	<p>SRM除去については、米国及びカナダにおけると畜場での監視の実態が不明であり、リスク管理機関による安全担保についてもその実効性に疑問が残る。特にせき髄片の牛肉等への混入は、その確率は低くとも、起きた場合にはリスクの要因になり得る。そのような場合には、SRM除去に関しては、米国・カナダの牛に由来する牛肉等のリスクが日本のものと同等かどうかは不明である。そのため、せき髄除去の監視体制の強化を図る必要がある。</p> <p>米国及びカナダにおけるBSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うためには、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要である。管理対応がある程度効果を示し、流行が不連続で地域的な偏りや散発的な状況になった場合には、最低限、高リスク牛の全てを対象とした継続的なサーベイランスが必要であると考えられる。</p> <p>米国及びカナダでのBSEの暴露・増幅を止めるには、BSEプリオンの感染性の99.4%を占めるSRMの利用の禁止が必須である。牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある。</p> <p>今回のリスク評価は日本向け輸出プログラムの遵守を前提に行った。従って管理機関が遵守を保証する必要がある。リスク管理機関は、米国及びカナダから日本向けに輸出される牛肉及び牛の内臓について実施されるリスク低減措置が適切に実施されることが保証されるシステム構築を行う必要がある。考えられるシステムとして、日本向け輸出牛肉等を処理加工する施設の認定制度及びそれら施設への行政による定期的な立入調査等を含む管理システムが有効なものとして考えられる。</p> <p>もし、リスク管理機関が輸入再開に踏み切ったとしても、管理処置の遵守が十分でない場合、例えば出生月齢の証明が出来ない場合、SRM除去が不十分な場合、処理・分別過程において牛肉等が21ヶ月齢以上のものと混合され得る場合など、人へのリスクを否定することができない重大な事態となれば、一旦輸入を禁止することも必要である。</p> <p><評価書の通知書></p> <p>なお、本食品健康影響評価は、輸出プログラムの遵守を前提に行われたものであるため、貴省において、米国及びカナダからの牛肉及び牛の内臓の輸入を再開する施策を実施する場合にあっては、輸出プログラムの遵守の確保のために万全を期すとともに、遵守状況の検証結果について、食品安全委員会に適宜報告を行うようお願いいたします。同時に、国民に対しては、施策の内容及び輸出プログラムの遵守状況の検証結果について、十分な説明を行うようお願いいたします。</p> <p>また、本食品健康影響評価の過程で議論があった米国及びカナダの牛海綿状脳症(BSE)対策について、留意点が結論への付帯事項として記載されているので、貴省から、米国政府及びカナダ政府に申し入れていただくようお願いいたします。</p> <p>この他、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集及び全国7ヶ所で開催した意見交換会においては、多くの意見・情報が寄せられましたが、リスク管理に係るものも多くありました。寄せられた意見・情報の概要及びそれに対する回答をまとめたものを添付しますので、貴省におかれましては、今後の施策の実施に当たって、これを踏まえて適切に対応されることを望みます。</p> <p>(平成17年12月8日府食第1184号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成17年12月 8日、食品安全委員会から答申</p> <p>平成17年12月12日、農林水産省BSE対策本部において審議 輸入再開の決定</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>平成18年12月8日の食品安全委員会からの「リスク管理機関から提示された輸出プログラム(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛等)が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」との答申を踏まえ、同年12月12日のBSE対策本部において、カナダ産牛肉の輸入再開の決定を行った。</p>

	<p>「リスク管理機関が判断し施策を実行する場合は、その結果を国民に説明すること」 との指摘を踏まえ、カナダ産牛肉の輸入再開の決定に関して、平成17年12月15日から21日の間、説明会を実施するとともに、平成18年1月16日には平成17年12月に行った牛肉認定施設の査察結果についても消費者等への説明を行い、これらの結果の概要をホームページに掲載すること等を通じ幅広い情報提供に努めた。</p> <p>「米国及びカナダから日本向けに輸出される牛肉及び牛の内臓について実施されるリスク低減措置が適切に実施されることが保証されるシステム構築を行う必要がある」との指摘があったことから、平成17年12月13日から23日までの間及び平成18年3月12日から19日までの間、カナダにおける対日輸出施設の査察を行った。今後も、輸出認定施設への立入検査に加え、水際における検査等により輸出プログラムが的確に機能しているかどうかを確認することとしている。</p> <p>「もし、リスク管理機関が輸入再開に踏み切ったとしても、管理処置の遵守が十分でない場合、例えば出生月齢の証明が出来ない場合、SRM除去が不十分な場合、処理・分別過程において牛肉等が21ヶ月齢以上のものと混合され得る場合など、人へのリスクを否定することができない重大な事態となれば、一旦輸入を禁止することも必要である。」との指摘を踏まえ、今後、不適切な製品が輸入港で発見された場合、我が国は、カナダ政府に連絡しつつ違反の性質に応じた適切な措置を講ずることとしている。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
<p>施策の実効性確保措置</p>	
<p>その他特記事項</p>	

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B. t. Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年5月28日付け厚生労働省発食安第0528001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成17年10月6日府食第986号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
施策の概要等	平成17年10月25日、食品の規格基準に関する告示を公布。 （施策の概要） 食品、添加物等の規格基準第1A2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續き」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手續きを経た旨の公表。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成17年10月25日、検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手續を経た旨の公表を行ったことについて連絡。
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年12月3日付け厚生労働省発食安第1203001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の規定に基づき定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。</p> <p>（平成17年10月6日府食第986号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
施策の概要等	<p>平成17年10月25日、食品の規格基準に関する告示を公布。</p> <p>（施策の概要）</p> <p>食品、添加物等の規格基準第1A2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続きを経た旨の公表。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	平成17年10月25日、検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続きを経た旨の公表を行ったことについて連絡。
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	- アミラーゼ LE399
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用（加工助剤として主にでん粉の加工に用いられる）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年8月12日付け厚生労働省発食安第0812001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の規定に基づき定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成17年10月13日府食第1020号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
施策の概要等	平成17年10月31日、添加物の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続きを経た旨の公表。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成17年10月31日、検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続きを経た旨の公表を行ったところについて連絡。
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年12月3日付け厚生労働省発食安第1203001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の規定に基づき定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成17年10月27日府食第1061号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
施策の概要等	平成17年11月10日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続きを経た旨の公表。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成17年11月10日、検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続きを経た旨の公表を行ったことについて連絡。
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B. f. Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月30日付け厚生労働省発食安第0930005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成17年12月1日府食第1164号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
施策の概要等	平成17年12月15日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続きを経た旨の公表。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成17年12月15日、検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続きを経た旨の公表を行ったことについて連絡。
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B. t. Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月30日付け厚生労働省発食安第0930005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成17年12月1日府食第1164号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
施策の概要等	平成17年12月15日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続きを経た旨の公表。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成17年12月15日、検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品についての安全性審査の手続きを経た旨の公表を行ったことについて連絡。
その他特記事項	-

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B. t. Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7とトウモロコシ1507系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月30日付け厚生労働省発食安第0930005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成17年12月1日府食第1164号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
施策の概要等	平成17年12月15日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続きを経た旨の公表。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成17年12月15日、検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続きを経た旨の公表を行ったことについて連絡。
その他特記事項	-

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ワタ281系統とワタ3006系統とラウンドアップ・レディー・ワタ1445系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月30日付け厚生労働省発食安第0930005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成17年12月15日府食第1191号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
施策の概要等	平成18年1月11日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続きを経た旨の公表。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成18年1月11日、検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続きを経た旨の公表を行ったことについて連絡。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ワタ281系統とワタ3006系統と除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年12月8日付け厚生労働省発食安第1208001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成18年1月26日府食第57号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
施策の概要等	平成18年2月14日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続きを経た旨の公表。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成18年2月14日、検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続きを経た旨の公表を行ったことについて連絡。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	L - アルギニン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食品添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月1日付け厚生労働省発食安第1001001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の規程に基づき定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性を確認し、「遺伝子組み換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による評価の必要はないと判断した。 (平成17年12月15日府食第1191号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
施策の概要等	平成17年12月15日、組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなす。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き」第3条第5項の規定に基づき、組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなす。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B. t. Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年10月17日付け17消安第7254号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)の②の規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p>< 評価書の通知 ></p> <p>「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。</p> <p>< 評価書「食品健康影響評価結果」抄 ></p> <p>ただし、グルホシネートを処理した飼料の管理については、我が国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。</p> <p>(平成17年12月15日府食第1192号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年12月21日、農業資材審議会飼料分科会において審議。 同日、農業資材審議会から答申。
施策の概要等	<p>平成18年 3月31日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き(平成14年11月26日農林水産省告示第1780号)第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので、第4条の規定により公表した。</p> <p>(施策の概要)</p> <p>グルホシネートを処理した飼料の管理については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条に基づき、平成18年5月22日、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正(平成18年5月29日施行)して、飼料中のグルホシネートの残留基準値を設定し、同法第57条に基づき独立行政法人肥飼料検査所による立入検査を行うよう指示している。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年10月17日付け17消安第7254号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。</p> <p><評価書「食品健康影響評価結果」抄></p> <p>ただし、グリホサートを処理した飼料の管理については、我が国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。</p> <p>(平成17年12月15日府食第1192号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年12月21日、農業資材審議会飼料分科会において審議。 同日、農業資材審議会から答申。
施策の概要等	<p>平成18年 3月31日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き(平成14年11月26日農林水産省告示第1780号)第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。</p> <p>(施策の概要)</p> <p>グリホサートを処理した飼料の管理については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条に基づき、平成18年5月22日、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正(平成18年5月29日施行)して、飼料中のグリホサートの残留基準値を設定し、同法第57条に基づき独立行政法人肥飼料検査所による立入検査を行うよう指示している。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ワタ281系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年10月17日付け17消安第7254号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、資料の安全性についての確認を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。(平成17年12月15日府食第1192号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年12月21日、農業資材審議会飼料分科会において審議。 同日、農業資材審議会から答申。
施策の概要等	平成18年 3月31日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き(平成14年11月26日農林水産省告示第1780号)第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ワタ3006系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年10月17日付け17消安第7254号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、資料の安全性についての確認を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。(平成17年12月15日府食第1192号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年12月21日、農業資材審議会飼料分科会において審議。 同日、農業資材審議会から答申。
施策の概要等	平成18年 3月31日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き(平成14年11月26日農林水産省告示第1780号)第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続)

【 遺伝子組換え食品等 】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ101系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	(茎葉部分) 家畜及び家禽用の飼料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年6月28日付け17消安第3064号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令に基づき、飼料の安全性についての確認を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	< 評価書の通知書 > 「 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方 」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 < 評価書「 食品健康影響評価結果 」抄 > ただし、家畜物等におけるグリホサートの残留試験の結果を鑑みると、グリホサートを処理した飼料の管理については、我が国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。 (平成17年9月22日府食第935号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年12月21日、農業資材審議会飼料分科会において審議。 同日、農業資材審議会から答申。
施策の概要等	平成18年 2月 2日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の 手続き(平成14年11月26日農林水産省告示第1780号)第3条に基づき 評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行 ったので第4条の規定により公表した。 (施策の概要) グリホサートを処理した飼料の管理については、飼料の安全性の確保及び品質の改善 に関する法律第3条に基づき、平成18年5月22日、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関 する省令を改正(平成18年5月29日施行)して飼料中のグリホサートの残留基準値を設定 し、同法第57条に基づき独立行政法人肥飼料検査所による立入検査を行うよう指示して いる。 【 リスク評価結果との関係 】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 17 上)

(継続)

【 遺伝子組換え食品等 】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ163系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	(茎葉部分) 家畜及び家禽用の飼料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年6月28日付け17消安第3064号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令に基づき、飼料の安全性についての確認を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	< 評価書の通知書 > 「 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方 」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 < 評価書「 食品健康影響評価結果 」抄 > ただし、家畜物等におけるグリホサートの残留試験の結果を鑑みると、グリホサートを処理した飼料の管理については、我が国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。 (平成17年9月22日府食第935号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年12月21日、農業資材審議会飼料分科会において審議。 同日、農業資材審議会から答申。
施策の概要等	平成18年 2月 2日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き(平成14年11月26日農林水産省告示第1780号)第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 (施策の概要) グリホサートを処理した飼料の管理については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条に基づき、平成18年5月22日、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正(平成18年5月29日施行)して、飼料中のグリホサートの残留基準値を設定し、同法第57条に基づき独立行政法人肥飼料検査所による立入検査を行うよう指示している。 【 リスク評価結果との関係 】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 17 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	燕龍茶レベルケア
評価品目の分類	新開発食品
用途	燕龍茶フラボノイド(ハイペロサイド・イソクエルシトリンとして)を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧が高めの方に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年12月20日付け厚生労働省発食安第1220001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成18年3月2日府食第157号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 5月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブレンディスタイリア低糖タイプ
評価品目の分類	新開発食品
用途	コーヒー豆マンノオリゴ糖を特定の保健の目的に資する関与成分とし、体脂肪が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年12月20日付け厚生労働省発食安第1220001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成17年4月28日府食第443号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年 5月25日、平成18年 2月 3日、平成18年 5月 10日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議。 平成18年 6月16日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 平成18年 7月10日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成18年 9月27日、許可 (施策の概要) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	平成18年 9月27日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可証の交付を依頼。
その他特記事項	許可時の商品名「ブレンディ香るブラック低糖タイプ」

(継続 17上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グリコ ヨーグルトGCL1001
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ラクトバチルス・ヘルペティカスGCL1001を特定の保健の目的に資する関与成分とし、お腹の調子を整える旨を特定の保健の目的とするヨーグルト形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年3月11日府食第279号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第2調査会において審議。 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定。)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 1 5)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チチヤス低糖ヨーグルト
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ロイテリ菌を特定の保健の目的に資する関与成分とし、おなかの調子を整える旨を特定の保健の目的とするはっ酵乳形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年4月22日府食第476号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 5月31日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第2調査会において審議。 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定。)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 16 上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リポスルー
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ベータコングリシニンを特定の保健の目的に資する関与成分とし、中性脂肪の気になる方や体脂肪の気になる方に適している旨を特定の保健の目的とする錠菓形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年4月22日府食第476号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 6月16日、平成16年11月18日、 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議。 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定。)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 16 上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヒアロモイスチャーS
評価品目の分類	新開発食品
用途	ヒアルロン酸を特定の保健の目的に資する関与成分とし、肌の乾燥が気になる方に適した旨を特定の保健の目的とするカプセル形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	< 評価書の通知書 > 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 < 評価書「安全性に係る審査結果」抄 > なお、既にヒアルロン酸に対する抗体を有するヒトが本食品を摂取した場合、急激なアレルギー反応をおこすとは考え難いが、個人差があることも考慮して、その旨、注意喚起の表示を行う必要があると考えるので申し添える。 (平成16年10月14日府食第1035号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議。 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定。)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 16 下)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK ₂
評価品目の分類	新開発食品
用途	ビタミンK ₂ (メナキノン - 4) を特定の保健の目的に資する関与成分とし、骨の健康が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年5月28日付け厚生労働省発食安第0528002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	< 評価書の通知書 > 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 < 評価書「安全性に係る審査結果」抄 > なお、本食品には、「ビタミンK ₂ は血液凝固能を有するので抗凝固剤を服用している方やビタミンKの豊富な食品(納豆など)の摂取を控えるように指示されている方は医師等にご相談ください」との内容の注意喚起の表示を行う必要があると考えるので申し添える。 (平成16年11月18日府食第1144号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年 2月24日、平成17年 5月31日、平成17年 8月10日、 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第2調査会において審議 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定。)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 16 下)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ラクチオールガムストロングミント
評価品目の分類	新開発食品
用途	ラクチオールを特定の保健の目的に資する関与成分とし、歯を健康に保つ旨を特定の保健の目的とするガム形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成17年5月12日府食第471号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年 8月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第2調査会において審議。 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定。)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 17上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ラクチオールガムマイルドミント
評価品目の分類	新開発食品
用途	ラクチオールを特定の保健の目的に資する関与成分とし、歯を健康に保つ旨を特定の保健の目的とするガム形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成17年5月12日府食第471号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年 8月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第2調査会において審議。 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定。)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 17上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リメイクコレステブロック粒
評価品目の分類	新開発食品
用途	リン脂質結合大豆ペプチドを特定の保健の目的に資する関与成分とし、血中コレステロール値が高めの方に役立つ旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年5月28日付け厚生労働省発食安第0528002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	< 評価書の通知書 > 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 < 評価書「安全性に係る審査結果」抄 > なお、本食品と脂溶性の医薬品を併用することで、医薬品の作用を低下させる等の影響が考えられることについて、念のため、注意喚起を行う必要があると考えるので申し添える。 (平成17年7月7日府食第676号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年11月 8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議。 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定。)
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 17 上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プリトロール
評価品目の分類	新開発食品
用途	キトサンを特定の保健の目的に資する関与成分とし、尿酸値が高めの方に適した旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成17年1月27日府食第69号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	有効性審査等に関する資料の整理中
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 16 下)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	自然のちから サンバナバ
評価品目の分類	新開発食品
用途	コロソリン酸を特定の保健の目的に資する関与成分とし、食後に上昇する血糖値を下げる旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成17年4月28日府食第443号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	有効性審査等に関する資料の整理中
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	-
その他特記事項	-

(継続 17 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	けい酸加里肥料
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	肥料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年8月26日付け17消安第5384号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第3号
評価目的	普通肥料の公定規格を変更するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると判断した。 (平成17年11月2日府食第1076号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	生産業者による栽培試験の成績並びに独立行政法人肥飼料検査所における肥料の有効成分及び植物に対する有害成分の含有量等の調査結果を踏まえ、公定規格のけい酸加里肥料の一部改正を検討。 平成17年10月7日から11月7日まで、パブリックコメントを実施。(意見なし)
施策の概要等	平成18年 3月 1日、昭和61年2月22日農林水産告示第284号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)を改正。 平成18年 4月 1日、施行。 (施策の概要) 公定規格のけい酸加里肥料の含有すべき主成分であるく溶性加里の最小量を引き下げるとともに、塩基性カルシウム及びナトリウム含有物を使用できることとした。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	・農林水産省ホームページに掲載し周知徹底。 ・都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、関係団体等に対して概要資料を配布し、関係者に対する周知徹底の協力を依頼。 ・都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、肥料の生産・輸入業者を対象とした説明会を開催。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	熔成けい酸加里肥料
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	肥料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年8月26日付け17消安第5384号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第3号
評価目的	普通肥料の公定規格を変更するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	-
評価結果の概要	適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると判断した。 (平成17年11月2日府食第1076号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	生産者による栽培試験の成績並びに独立行政法人肥飼料検査所における肥料の有効成分及び植物に対する有害成分の含有量等の調査結果を踏まえ、公定規格の熔成けい酸加里肥料の一部改正を検討。 平成17年10月7日から11月7日まで、パブリックコメントを実施。(意見なし)
施策の概要等	平成18年 3月 1日、昭和61年2月22日農林水産告示第284号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)を改正。 平成18年 4月 1日、施行。 (施策の概要) 公定規格の熔成けい酸加里肥料の含有すべき主成分であるく溶性マンガンについて、必ず保証しなければならない成分から、選択して保証できる成分に変更した。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	・農林水産省ホームページに掲載し周知徹底。 ・都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、関係団体等に対して概要資料を配布し、関係者に対する周知徹底の協力を依頼。 ・都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、肥料の生産・輸入業者を対象とした説明会を開催。
その他特記事項	